

日本とフィンランドの自殺対策 ——実施をめぐる状況と体制の比較を中心に——

森山 花鈴

1. はじめに

日本で2006年に自殺対策基本法が成立して今年（2020年）で14年となった。この間、日本の自殺対策が語られる際に、比較対象として、自殺対策を国レベルで実施したフィンランドの例がしばしば挙げられてきた。フィンランドは国家の政策として「自殺対策」を実施し効果を上げており、そのため、フィンランドの自殺対策は日本において自殺対策基本法の策定以前から参考にされてきた。

本稿では、フィンランドにおける自殺対策の歴史を概観した上で、日本においてどのようにフィンランドの自殺対策が参考にされてきたのか、そして日本とフィンランドの自殺対策にはどのような違いがあるのかを明らかにしていきたい。

2. フィンランドの自殺対策

フィンランドの事例を日本の国会で参考人として報告⁽¹⁾した高橋祥友氏によると、当初フィンランドでは1974年に国会で自殺予防対策の必要性が指摘され、それに従って自殺予防の専門家が提言をまとめたが大きな動きにはならなかった⁽²⁾。それから1980年代に入り、外圧としてWHOが自殺予防対策の実施を求めてきたこと、そして内圧としては厚生福祉大臣だったEeva Kuuskoski氏が自殺予防に強い関心を持ったことから、当時のヘルシンキ大学精神科教授Jouko K. Lönnqvist博士を国立公衆衛生院（Kansanterveyslaitos: KTL）の精神保健福祉部長に任命、自殺予防プロジェクトの総責任者とし、自殺対策が計画されるようになった⁽³⁾。そして、フィンランドは1986年に予備調査を実施後、1987年4月～1988年3月の1年間に合計で1397件の

(1) 第162回国会参議院厚生労働委員会（2005年2月24日）での参考人招致。

(2) 高橋祥友「世界の自殺と日本の自殺予防対策」『精神神経学雑誌』113巻1号、2011年、pp. 76-77。高橋祥友氏は2005年2月にフィンランドを訪問したことも「世界の自殺と日本の自殺予防対策」の中で記している。

(3) 同上。

自殺について調査を実施した（96%の自死遺族等が協力）⁽⁴⁾。この時には調査方法として、心理学的剖検の手法が取られている。心理学的剖検とは、「家族や友人など周囲の人からの情報収集によって、故人の生前の様子を明らかにしようとする調査手法の総称のこと」⁽⁵⁾である。この時、病歴等だけでなく、家族や近い人、そして医療スタッフ、警察等のインタビューを通して調べていった結果、自殺者の93%が精神疾患を患っており、88%が複数の精神疾患、あるいは精神疾患と身体疾患等の複数の疾患を抱えている人たちだということが判明した⁽⁶⁾。

当初3年間の予定だった計画は2年延長され、さらに5年延長、そして外部評価に2年かかったことから、全体として12年となった⁽⁷⁾。最初の5年間（1986年-1991年）はリサーチ、プランニング、そして前述のように12か月に起きた自殺をすべて細かく調べていくことを実施した⁽⁸⁾。1992年には、この結果を受けて、『自殺は防止できる（Suicide can be prevented）』というタイトルで調査の結果が出版されている。そして、後半の1992年から1996年にかけては、心理学的剖検の結果を受けて、国立福祉健康研究開発センター（Sosiaali- ja terveystieteiden tutkimus- ja kehittämiskeskus: STAKES）⁽⁹⁾が自殺予防対策を実施していくこととなった⁽¹⁰⁾。

図1はフィンランドの自殺者数の推移である。自殺対策が実施される当初の目標値としては、1986年から1996年の10年間に自殺者数を20%減らすという目標が立てられており、実施当初、一時的に自殺者数は増加したが、1986年から1996年までの減少率は11%減となった⁽¹¹⁾。その後、減少傾向が続いており、現在ではピーク時に比べ自殺者数は半減している。なお、フィンランドは日本と異なり、不況の時に自殺が減っている⁽¹²⁾。現在の失業率も日本を超えており、このあたりは日本とは自殺の要因が異なる可能性がある。

(4) 同上。

(5) 勝又陽太郎「【寄稿】自殺予防対策の発展に向けて 心理学的剖検の実践」『週刊医学界新聞』、2906号、2010年11月29日。

(6) 現在、フィンランドにおいて自殺対策を担うフィンランド国立健康福祉研究所（Terveyden ja hyvinvoinnin laitos: THL）のティモ・パルトネン氏に対するインタビューによる（2020年3月6日）。

(7) 高橋祥友「諸外国における自殺予防対策」（厚生労働省「第2回自殺総合対策の在り方検討会」配布資料）、2006年12月22日。

(8) 同上。

(9) 現在はKTLとSTAKESは統合され、THL（フィンランド国立健康福祉研究所）となっている。

(10) 高橋祥友「世界の自殺と日本の自殺予防対策」『精神神経学雑誌』113巻1号、pp. 74-80、2011年、pp. 76-77。

(11) THLのティモ・パルトネン氏に対するインタビューによる（2020年3月6日）。

(12) 同上。

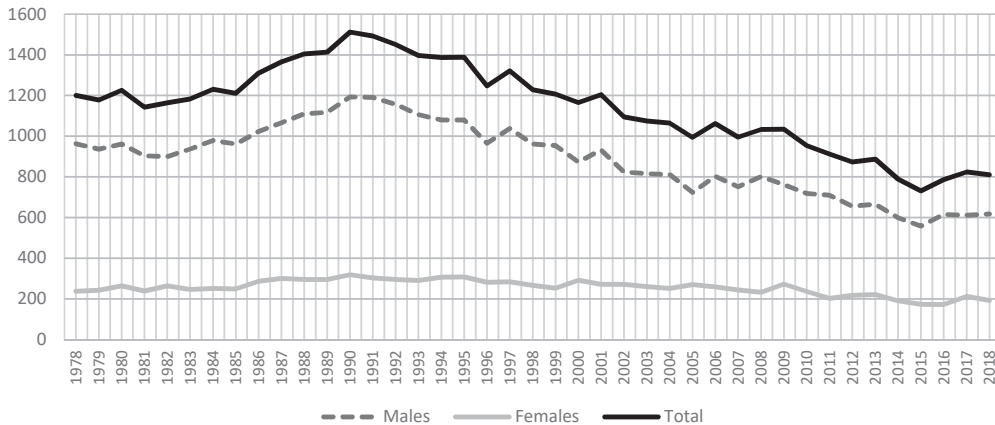


図1 フィンランドの自殺者数の推移⁽¹³⁾

3. 日本で取り上げられるフィンランドの自殺対策 ～自殺対策基本法策定以前～

フィンランドでの自殺対策が日本で取り上げられるようになったのは、心理学的剖検の手法を用いた自殺の実態調査が広く知られるようになってからである。特に高橋祥友氏は、1994年の時点でフィンランドの自殺予防対策について新聞でも記しており⁽¹⁴⁾、フィンランドにおける自殺対策の動向を注視していた。

日本における自殺対策の歴史の中で各国の事例として紹介されるようになるのは、フィンランドの自殺対策の成果が出た後の2002年頃のことである。2002年12月に自殺防止対策有識者懇談会による報告「自殺予防に向けての提言」の資料編にも「海外等における自殺予防対策」として「フィンランドの自殺予防対策」が掲載されており、資料編には、フィンランドの他に米国や英国のうつ病対策、スウェーデンやオーストラリア、新潟県松之山町の自殺予防対策が掲載されている。「フィンランドの自殺予防対策」としては、

フィンランドでは1985年に自殺死亡率を20%減少するとの目標が設定され、4年間の調査研究の成果に基づいて1992-1996年に自殺予防対策が国レベルで実施され、さらに1997-1998年に自殺予防対策が国レベルで実施され、さらに1997-1998年に評価が行われた。自殺予防活動は国から委託を受けたセンター（STAKES）によって運営され、関係者・関係

(13) Tilastokeskus: Statistics Finland (http://www.stat.fi/til/ksyyt/index_en.html) 自殺者数データより筆者作成 (2020年9月30日閲覧)。公開されているデータは、1921年のデータから2018年のデータまで、年齢別・男女別で検索することが可能である (フィンランド語・英語・スウェーデン語で公開)。

(14) 高橋祥友「【文化】高橋祥友 精神医学から見た「生と死」自殺からターミナルケアまで」『産経新聞』(1994年11月10日付東京朝刊9頁)

機関とのネットワーク形成、講義・ワークショップの開催、自殺未遂者の支援等40のプロジェクトが実施された。最終的に自殺死亡率は対策実施前から9%減少した（最盛期に比べると20%の減少）。

との記述がある。

その後、地域の自殺対策の中心的な存在であった秋田大学も「自殺予防研究プロジェクト」の中でフィンランドの調査を実施している⁽¹⁵⁾。当時、フィンランドの他に国家レベルで自殺対策を実施した国は少なく、自殺対策基本法の成立前の時期には、研究者も自殺対策の実施根拠（成果を伴うもの）としてフィンランドの事例を参照にしていた可能性がある。

こうした流れの中で、日本の国会でフィンランドの自殺対策が取り上げられたのは、2020年9月現在で計10回あった（表1）。主に取り上げられることが多いのは、「フィンランドが国を挙げて自殺対策を実施した」点と「自殺者数を減少させた」点、そして「自殺者数の統計を網羅している点」である。

フィンランドの事例は、前述の通り、自殺対策基本法が成立する2006年6月以前までは、国の政策として自殺対策を実施する根拠として参照されることが多く、自殺対策基本法の策定後は日本の自殺対策をより推進させる意味合いで取り上げられることが多くなった。そのため、自殺対策基本法成立の前と後でその取り上げられた意味合いが変わってくる。

表1 日本の国会で取り上げられてきたフィンランドの自殺対策 [筆者作成]

	日付	国会	発言者	関連参考人	議会	委員会	議事録番号
①	2005年2月24日	第162回国会	山本孝史	高橋祥友 本橋豊	参議院	厚生労働委員会	第1号
②	2005年4月28日	第162回国会	山本孝史		参議院	厚生労働委員会	第18号
③	2007年12月20日	第168回国会	柳澤光美		参議院	内閣委員会	第6号
④	2008年1月10日	第168回国会	柳澤光美		参議院	内閣委員会	第7号
⑤	2009年3月24日	第171回国会	柳澤光美		参議院	内閣委員会	第3号
⑥	2009年5月29日	第171回国会	柳澤光美		参議院	本会議	第25号
⑦	2009年11月19日	第173回国会	糸数慶子		参議院	内閣委員会	第2号
⑧	2010年2月4日	第174回国会	柳澤光美		参議院	決算委員会	第2号
⑨	2010年3月16日	第174回国会	糸数慶子		参議院	内閣委員会	第2号
⑩	2012年3月27日	第180回国会	川田龍平		参議院	厚生労働委員会	第4号

(15) 読売新聞「自殺予防、海外に学ぶ 秋田大プロジェクトが成果発表」（2005年1月30日付東京朝刊36頁）および「第162回国会参議院厚生労働委員会議事録第1号」（2005年2月24日）。国会では、2004年に当時秋田大学の橋本豊氏がフィンランドへ調査に行ったことが述べられている。

自殺対策基本法成立以前でフィンランドの自殺対策が日本の国会で取り上げられたのは2005年2月24日の参議院厚生労働委員会と2005年4月28日の参議院厚生労働委員会の2回であり、どちらも自殺対策基本法の立法に中心的に動いた山本孝史氏が発言している（2005年2月24日の参議院厚生労働委員会では参考人を招致している）。

2005年6月には、山本氏が自身のメールマガジンでも「藤井基之厚労政務官には、先般、フィンランドへの公務出張と聞いたので、「フィンランドは自殺対策の先進国です。いろいろと情報を仕入れてきてください」と依頼しましたところ、たくさんの資料を持ち帰ってくれました。」⁽¹⁶⁾と触れており、フィンランドを自殺対策の先進国として認識していたことが窺える⁽¹⁷⁾。また、この時期、自殺対策を担う民間団体であるNPO法人ライフリンクもSTAKESの許可を受けて英語版からの翻訳を2005年5月～9月に実施⁽¹⁸⁾しており、自殺対策を国として実施するにあたり、フィンランドの先進事例を自殺対策基本法成立のための根拠にするために動いていたように思われる⁽¹⁹⁾。

4. 自殺対策推進のための比較先としてのフィンランド ～自殺対策基本法策定後～

日本において2006年6月に自殺対策基本法が成立すると、その後は個別の研究者や機関によるフィンランド調査が多くなった。2006年12月22日には、高橋祥友氏は厚生労働省「第2回自殺総合対策の在り方検討会」でも配布資料としてフィンランドの自殺予防対策について提示している。

その後、自殺予防総合対策センターが、フィンランドで実施された「心理学的剖検」を用いた自死遺族の調査を実施することとなり、厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」において「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」として聞き取り調査を開始した。この調査は結果として、フィンランドと比べると調査協力者は多くなかったが、フィンランドのモデルを活用した研究のひとつと言えるであろう。

また、国会での質疑では、2007年以降、山本孝史氏の死去後、国会議員の中で自殺対策の中心的な担い手となる柳澤光美氏がたびたびフィンランドの自殺対策の効果について述べ、フィンランドを例に自殺者数のデータを市町村単位で出すことを求めたり⁽²⁰⁾、死因究明医療セ

(16) 山本孝史「メールマガジン『蝸牛のつぶやき』」(2005年6月12日(日)号)

(17) 森山花鈴『自殺対策の政治学』見洋書房、2018年、P.60。

(18) 「国家レベルの自殺対策「フィンランド報告書」ライフリンクに翻訳許可」ライフリンク通信、創刊拡大号、2005年8月11日、p.9および「これまでの活動実績」NPO法人ライフリンクウェブサイト <https://www.lifelink.or.jp/hp/achievement.html> (2020年9月30日閲覧)。ツルネン・マルテイ氏の協力もあったとの記述がある。

(19) 同上。

(20) 「第168回国会参議院内閣委員会議事録第6号」(2007年12月20日)および「第168回国会参議院 内閣委員会議事録第7号」(2008年1月10日)、当時自殺者数の警察庁データは都道府県別でしか公開されていなかった。

ンターの設置を求めたりしている⁽²¹⁾。他の議員もフィンランドの社会的な取り組みについて取り上げ、日本の自殺対策の推進を求めてきた。

2010年には内閣府自殺対策推進室の室次長と主査がフィンランドを視察し、内閣府作成の『平成22年版自殺対策白書』にフィンランドの特集が掲載されている。これは、自殺対策の主管課として「効果的な自殺対策を進めるため」⁽²²⁾にフィンランドのモデルを調査する目的であった。

5. フィンランドの自殺対策と日本の自殺対策における推進体制の違い

それでは、実際に日本の自殺対策とフィンランドの自殺対策にはその実施体制にどのような違いがあるのだろうか。

まず、2020年9月現在の日本における自殺対策の主管課および行政の自殺対策の関連は下記(図2)の通りである。

2006年6月に自殺対策基本法が成立して以降、当初内閣府に自殺対策推進室が置かれていたが、2016年4月からは厚生労働省に移管している。また、2006年10月の自殺対策基本法の施行に合わせて厚生労働省の下に国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所内にある自殺予防総合対策センター（センター長：竹島正氏）が設置されたが、2016年4月からこれは自殺

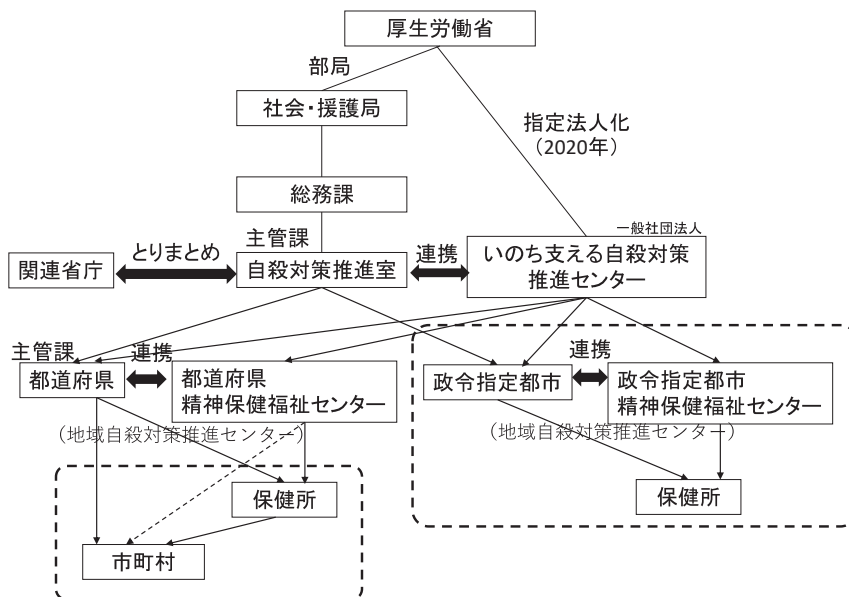


図2 日本の自殺対策の仕組み[筆者作成]

(21)「第171回国会参議院内閣委員会議事録第3号」(2009年3月24日)

(22)内閣府「特集2 フィンランドにおける自殺対策」『平成22年版自殺対策白書』、2010年、p. 49。

総合対策推進センター（センター長：本橋豊氏）となり、さらに2020年4月からは、一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター（代表：清水康之氏）がその役目を担う形となっている。

日本では、特に2016年4月に改正された自殺対策基本法が施行されてからは、すべての市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられ、その計画の立案方法にも様々な形で厚生労働省や当時の自殺対策推進センターから指導がなされた⁽²³⁾。地方分権が進められてはいるものの、自主財源に乏しい市町村にとっては自殺対策の実施をするためには政府の予算配分に頼らざるをえない部分も大きく、独自の自殺対策を実施することは極めて難しい状況である。日本には寄付の文化が根付いていないため、民間団体も政府や地方自治体の助成金（政府から配分されたものも多い）に頼らざるをえない。そのため、基本的には予算面も内容面もトップダウンの形での自殺対策になってしまう（図3）。

なお、自殺の抑止にはマスメディアによる報道も重要であると言われるが、メディア関係については、日本では報道の自由が尊重されるために、総務省等からの報道規制は難しく、メディア・カンファレンス等も実施⁽²⁴⁾されてきたが、基本的にはWHOのガイドライン⁽²⁵⁾を提示することにとどまっている。

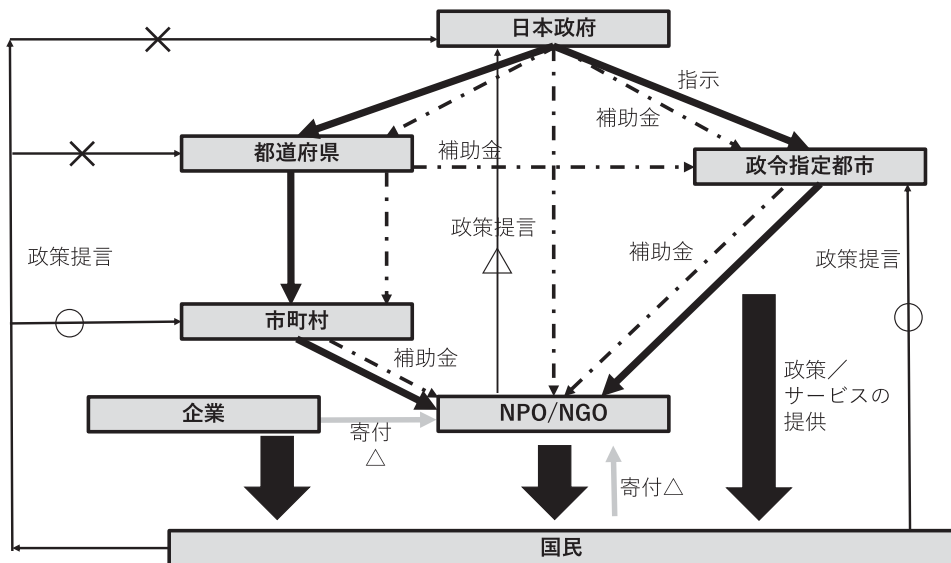


図3 日本の行政と民間団体（自殺対策の場合）[筆者作成]

(23) 自殺総合対策推進センター「地域自殺対策政策パッケージ」（2017年12月）などが配布されている。

(24) 自殺予防総合対策センター、自殺総合対策推進センターでも実施されてきた。

(25) これまで訳されてきたものに、自殺総合対策推進センター訳・WHO「自殺対策を推進するために メディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年 最新版」（2017年）や河西千秋訳・WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き 2008年改訂版日本語版」（2009年）河西千秋・平安良雄監訳・WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き（日本語版第2版）」（2007年）などがある。

これに対し、フィンランドでは、著名人の自殺が起きても、細かく自殺について報じられることもなく写真も載ることがない。フィンランドでは自殺対策が実施された当初からメディアとの対話がなされており、それは現在でも続いている⁽²⁶⁾。

フィンランドの自殺対策では、民間団体の自殺対策の動きも大きい。たとえば、精神疾患のある人たちの家族の支援や自死遺族の支援を行う民間団体である Finfami は、法改正に関わることもあれば、政治家への働きかけも行っている⁽²⁷⁾。行政側の自殺対策の実施についても、予算については中央政府がそれぞれの市に配分するものの、その内訳は自分たちで組み替えることが可能である。民間団体の運営も企業や国民からの寄付等（一部中央政府からの助成金）でまかなっており、政治家へも積極的な政策提言を実施している。カジノやスロット等の業界も協会があり、こうした社会支援団体への寄付を積極的に行っている。

なお、日本では「当事者」と呼ばれることの多い精神疾患を経験した人のことをフィンランドでは「経験専門家（Kokemusasiantuntija）」⁽²⁸⁾と呼び、一定のトレーニングを受けた上で自殺予防活動に携わっている。図4のように、フィンランドでは、民間団体（NPO/NGO）と地域の行政機関も連携するとともに、中央政府にも働きかけを行っており、ボトムアップ型かつ相互作用型の自殺対策が実現している。

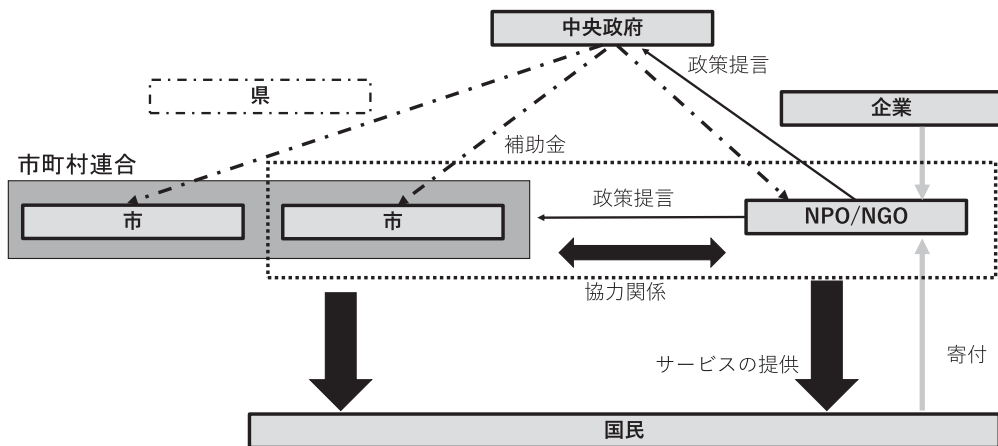


図4 フィンランドの行政⁽²⁷⁾と民間団体（自殺対策の場合）[筆者作成]

(26) THL のティモ・パルトネン氏に対するインタビューによる（2020年3月6日）。

(27) Finfami へのインタビューによる（2020年3月5日）。

(28) ムーミン研究家・翻訳家である森下圭子氏の訳による。

(29) フィンランドの県は、「国の行政単位であって地方自治体ではない」（財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」（2006年12月26日）、p. 674）。

6. 現在のフィンランドの自殺対策⁽³⁰⁾

世界的には1980年代後半から取り組まれてきた自殺対策が有名だが、フィンランドは今も予算規模は小さくなったものの、自殺対策を実施している。

まず、フィンランドでは①2006年からいじめ防止対策として、KiVa (kivaprogram.net) というプログラムを小学校で実施している(90%の学校で実施)。また、2004年からはTime Out! (tampub.uta.fi/handle/10024/66805) という兵役や軍で働いた人、心理的な問題があって兵役につけなかった人を対象とした心理社会的支援を実施している。③2011年からは、Good Hunting Mate! (theseus.fi/handle/10024/55410) という狩猟会の人たち向けのプログラム(心配事を自分たちで話し合う会)も実施している。そして、④2012年から2014年にかけて、EUの11の地域で実施された自殺予防の先進事例EUREGENAS (www.euregenas.eu)にも参加し、⑤2013年からは、虐待、不安障害、注意欠陥多動性障害、双極性障害、境界性パーソナリティ障害、うつ病、薬物乱用、摂食障害、不眠症、心的外傷後ストレス障害、統合失調症、2020年からは自殺予防および自殺未遂等について、どのようにケアすればよいか具体的に記されたガイドラインが作成されている。現在、フィンランドで自殺対策を担うフィンランド国立健康福祉研究所(Terveystieteiden tutkimuskeskus ja hyvinvoinnin laitos: THL)に自殺対策専任のスタッフがいるわけではないものの、民間団体の活動も広く続けられており、地域での自殺対策が根付いていると言えるだろう。

なお、フィンランドと日本では、自殺統計へのアクセスのしやすさが異なる。フィンランドの統計を担うStatistics Finlandには、自殺者数の推移を見ることができるページが公開されており、誰でもフィンランドの自殺者数を調べることができる。また、フィンランドには1750年からの自殺者数の記録があり、これは記録が残っている長さとしては世界一⁽³¹⁾で、実はフィンランドは世界的に見ても古くから自殺者数の統計が残っている国である。そして、それらの統計を研究者だけでなく国民も容易に扱うことができるようになっている。

これに対し、日本では、厚生労働省のページで警察庁のデータを元にした自殺者数の統計を見ることができ⁽³²⁾が、月別のエクセルシートとなっている。同じ北欧のデンマークでも自殺者数統計の開示は進んでおり、ウェブサイトから検索することができるようになっている。

(30) フィンランドの現在の自殺対策については、すべてティモ・パルトネン氏に対するインタビューによる(2020年3月6日)。

(31) THLのティモ・パルトネン氏に対するインタビューによる(2020年3月6日)。

(32) 厚生労働省ウェブサイト・自殺の統計：地域における自殺の基礎資料<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140901.html> (2020年9月30日閲覧)など。警察庁も毎月の自殺者数をPDFで公表している。

る⁽³³⁾。フィンランドは、それぞれの国民がマイナンバーを持つため、情報集約にも日本とは大きな差があるが、自殺者統計についても政策に生かすため、今後の開示が期待される。

7. おわりに

日本では自殺対策基本法の成立前と成立直後に1980年代後半から実施されたフィンランドの自殺対策が紹介されることが多かったが、現在実施されているフィンランドの自殺対策については調査も少なくなっている。フィンランドの自殺対策は当時のその成果が注目されるが、現時点まで続くフィンランドの政治・行政体制や社会制度にも自殺対策が推進されてきた要因があると思われ、フィンランドのようなトップダウンでもなくボトムアップでもない政策形成の形について、引き続き調査を実施していきたい。

なお、本研究は、JSPS 科研費（19K13612、19H01189）および2020年度南山大学パッへ研究奨励金I-A-2の助成を受けている。

引用・参考文献

【欧文】

Myllykangas, Mikko. “The History of Suicide Prevention in Finland, 1860s–2010s”, *Preventing Mental Illness Past, Present and Future*, 2018, pp. 151–170.

【邦文】

〈書籍・論文〉

Bertolote, J M 著・高橋祥友訳「各国の実情にあった自殺予防対策を」『精神医学』、49（5）、2007年、pp. 547–552。

森山花鈴『自殺対策の政治学』晃洋書房、2018年。

本橋豊「フィンランドの自殺予防対策」、本橋豊・高橋祥友・中山健夫・川上憲人・金子義博『Stop! 自殺：世界と日本の取り組み』所収、海鳴社、2006年、pp. 93–115。

本橋豊「海外と日本の「自殺対策」フィンランド、ドイツ、秋田 地域を巻き込む総合的な対策（自殺を止めろ）」『エコノミスト』87（50）、毎日新聞社、2009年、pp. 76–77。

佐々木久長「自殺者を激減させたフィンランドの国家戦略」、NHK「“命” みんなで守る」制作班『自殺者三万人を救え！：“命” みんなで守る社会戦略』所収、NHK出版、2011年、pp. 193–209。

高橋祥友「世界の自殺と日本の自殺予防対策」『精神神経学雑誌』113巻1号、2011年、pp. 74–80。

山田真知子「フィンランドの自殺予防対策—国と自治体の連携の試み」『北方圏生活福祉研究所所報』、12号、北翔大学、pp. 39–46、2006年。

〈ニューズレター等〉

(33) The Center for Suicide Research in Odenseでのインタビューによる（2020年2月28日）。

NPO法人ライフリンク「国家レベルの自殺対策『フィンランド報告書』ライフリンクに翻訳許可」『ライフリンク通信』、創刊拡大号、2005年8月11日。

山本孝史「メールマガジン『蝸牛のつぶやき』」(2005年6月12日(日)号)

〈公官庁資料・会議資料〉

自殺総合対策推進センター「地域自殺対策政策パッケージ」(2017年12月)

内閣府『平成22年版自殺対策白書』、2010年。

参議院「第162回国会参議院厚生労働委員会議事録第1号」(2005年2月24日)。

参議院「第162回国会参議院厚生労働委員会議事録第18号」(2005年4月28日)。

参議院「第168回国会参議院内閣委員会議事録第6号」(2007年12月20日)。

参議院「第168回国会参議院内閣委員会議事録第7号」(2008年1月10日)。

参議院「第171回国会参議院内閣委員会議事録第3号」(2009年3月24日)。

参議院「第171回国会参議院本会議議事録第25号」(2009年5月29日)。

参議院「第173回国会参議院内閣委員会議事録第2号」(2009年11月19日)。

参議院「第174回国会参議院決算委員会議事録第2号」(2010年2月4日)。

参議院「第174回国会参議院内閣委員会議事録第2号」(2010年3月16日)。

参議院「第180回国会参議院厚生労働委員会議事録第4号」(2012年3月27日)。

総務省行政評価局『自殺予防に関する調査結果報告書』2005年12月。

高橋祥友「諸外国における自殺予防対策」(厚生労働省「第2回自殺総合対策の在り方検討会」配布資料)、
2006年12月22日

〈ガイドライン〉

自殺総合対策推進センター訳・WHO「自殺対策を推進するために メディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年 最新版」(2017年)

河西千秋訳・WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き 2008年改訂版日本語版」(2009年)

河西千秋・平安良雄監訳・WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き (日本語版第2版)」(2007年)

〈新聞記事〉

高橋祥友「【文化】高橋祥友 精神医学から見た『生と死』自殺からターミナルケアまで」『産経新聞』(1994年11月10日付東京朝刊9頁)

読売新聞「自殺予防、海外に学ぶ 秋田大プロジェクトが成果発表」(2005年1月30日付東京朝刊36頁)

〈報告書〉

厚生労働科学研究費補助金(研究代表者:竹島正)「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」(2007年度~2009年度)。

NPO法人ライフリンク訳「フィンランドにおける自殺防止プロジェクト」(1992年~1996年)、2005年。

財務総合政策研究所「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」(2006年12月26日) <https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079.htm> (2020年9月30日閲覧)。

〈ウェブサイト〉

高橋祥友「【寄稿】自殺は予防できるのか フィンランドに学ぶ、長期的視点での自殺予防対策の必要性」『週刊医学会新聞』第2986号、2012年7月16日。https://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA02986_03 (2020年9月30日閲覧)。

高橋祥友「フィンランドに学ぶ自殺予防対策」(情報・知識&オピニオン imidas ホームページ)、2008年9月5日。
<https://imidas.jp/jjikaitai/f-40-034-08-09-g267> (2020年9月30日閲覧)。

勝又陽太郎「【寄稿】自殺予防対策の発展に向けて 心理学的剖検の実践」週刊医学界新聞、2906号、2010年11月29日。https://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA02906_05 (2020年9月30日閲覧)。